| | |
|---|---|
| 事例No. | 1036 |
| 公表年度 | R1 |
| 団体の属性 | 都道府県 |
| 団体名 | 香川県 |

| | |
|---|---|
| 事例区分 | 公営企業 |

| | |
|---|---|
| タグ | ・（公営企業）水道事業<br>・公共施設の集約化等<br>・（行政改革）業務の効率化 |

| | |
|---|---|
| 事例種類 | 広域化等 |

事例内容・タイトル

全国初！県内一水道への取組み

出典

雑誌「公営企業」＜特集＞総務大臣表彰（令和元年9月号）

# 全国初！県内一水道への取組み

香川県広域水道企業団総務企画課

## １．広域化の背景

香川県は国土に占める県面積の割合が0.5％、面積は1,876㎢と全国で最も狭く、土地利用も高度化された中で約98万人（平成27年度国勢調査）の県民が暮らしている。

また、香川県は、瀬戸内海国立公園の中心に位置し、風光明媚な瀬戸内海に面し、温暖な気候に恵まれた地域であるが、年間降水量は約1,200mm（全国平均約1,700mm）と年間を通して降水量が少ない上に、河川の流路延長が短く勾配も急で、降った雨は短時間で海に流下し、平常時は河川に流水が非常に少ないのが特徴である。

このような地勢から、過去から渇水に悩まされてきた歴史があり、先人たちは、知恵を絞り様々な努力を重ね、水源確保に奮闘してきた。その象徴が、日本一狭い県土にひしめき合って存在する大小約１万４千か所に及ぶため池である。

現代にあっては、こうした香川県の水不足を抜本的に解消するために取り組んだ大事業として、高知県の早明浦ダムを水源として、徳島県の吉野川から香川県に導水する「香川用水」である。

昭和49年の暫定通水以来40年以上経過したが、従前と比べて格段に水資源の安定化が図られ、県民生活の安全・安心はもとより経済・産業の発展に大きく寄与している。

しかしながら、近年は、香川用水も渇水による取水制限が度々行われ、特に平成６年の渇水は県民生活に大きな支障が生じたところである。

このため、香川用水調整池「宝山湖」の建設や県内での新たなダムの建設にも取り組んできたところであるが、引き続き、渇水等に対する備えを強化していく必要がある。

一方で、多くの自治体の水道事業を取り巻く環境は、人口減少社会の到来に伴い、給水収益が減少していくことが懸念されている。また、高度成長期に整備された管路や施設などの老朽化が進み、こうした施設設備の更新需要の増加が見込まれるほか、今後30年以内に70％から80％の確率で発生するといわれている南海トラフ地震等の大規模災害に備えた施設の耐震化の計画的な推進など更新投資の増加への対応、また水道事業従事職員の大量退職による技術力の低下・技術継承など、全国の水道事業を取り巻く近年の大きな環境変化は本県においても例外ではなく、加えて本県特有の課題である頻発する渇水への備えは年々重要度を増し、水道事業の健全経営を維持するためには、将来を見据えた抜本的な対策が求められているところであった。

## ２．広域化までの経緯

香川県ではこれらの山積する課題を解決し、将来にわたり安全・安心な水道水を安定的に供給できる運営基盤の確立に向けた方策を模索する中で、県内水道事業の統合･広域化に着目し、平成20年度から協議を進めてきた。

これは、県内16の水道事業体（岡山県側から受水する直島町を除く。）のうち、13事業体が、高知県早明浦ダムを水源とする香川用水を受水している環境があり、香川用水と自己水源の効

率的な運用を図ることで、渇水対応力を高めることが可能であると考えられたからである。

平成23年３月には、有識者で構成する水道広域化専門委員会から「離島を含めた県内全域を対象区域とした広域化（県内一水道）の推進を目指すべき」との提言を受けたことから、広域化を念頭においた本格協議を進めることとなった。

平成27年４月に法定協議会である香川県広域水道事業体設立準備協議会を設置し、知事及び県内市町の首長による協議を経て、平成29年11月に「香川県広域水道企業団」を設立。平成30年４月から、県内全ての水道事業体（直島町を除く。）及び用水供給事業を統合した、全国初の県内一水道として、事業を開始している。

**※参考　≪水道広域化の検討経緯≫**

○平成20年12月　水道広域化勉強会（県水道局及び市町水道担当者）を開始

○平成21年11月　トップ政談会（市長グループ）
・市長から水道広域化検討開始の要請
トップ政談会（町長グループ）
・知事から水道広域化検討を呼びかけ

○平成22年２月　香川県水道広域化専門委員会（水道に関する専門家で組織）を設置

○平成23年３月　香川県水道広域化専門委員会から知事へ「香川県内水道のあるべき姿に向けて」提言

**【提言の概要】**

・水道事業には多くの課題があり、各水道事業者が単独で対応するには限界があることから、香川県内水道のあるべき姿の理想形として、県内一水道を目指すべき。
・水道事業の課題を克服するためには「広域化」が有効な手段であり、離島を含めた香川県全域を対象とした「広域化」を推進すべき。
・広域化に向けては、大規模事業者が中心となって取り組むことが望まれ、県の水道政策担当部局も積極的に関与し調整的な役割を果たすことが期待される。
・経営状況が悪化してからの広域化は、各事業者間の調整がより困難となることが予想されるので、香川県全体における収益的収支が赤字に転じる前までに新たな運営母体を設立すべき。
・「広域化」の実現に向けて、できるだけ早期に着手し、切れ目なく取り組むため、準備作業として、首長等関係者による「広域化」実現のための協議の場を設定し、協議を開始すべき。

○平成23年８月　香川県水道広域化協議会（知事及び市町長で構成）を設置

○平成25年２月　香川県水道広域化協議会「県内水道の広域化に関する基本方針等の中間とりまとめ」

**【とりまとめの概要】**

・県内水道事業者が抱える課題に対応していくには、広域的な見地から広域化を推進していく必要がある
・県内水道事業の将来像の理想形は、県内全域を対象とした「県内一水道」が望ましいと考える。ただし、施設整備水準や水道料金に格差があり、各水道事業者の状況や意向に十分配慮する必要がある
・運営母体は、市町と県が構成団体となる広域水道事業を管理運営する企業団（一部事務組合）を基本に検討する
・広域化の形態は、事業統合を基本とするが、各水道事業者の施設整備水準や水道料金等の状況や意向を踏まえながら、業務の共同化を含め弾力的に対応し、多くの水道事業者が広

域化に参画できるように配慮する

○平成25年４月　香川県広域水道事業体検討協議会（県及び関係市町で構成）を設置

○平成26年10月　香川県広域水道事業体検討協議会「広域水道事業及び事業体に関する基本的事項のとりまとめ」

**【とりまとめの概要】**

・広域水道の運営母体は参画する県、市町が構成員となる企業団とする
・安定的な給水を確保するため、香川用水と県内水源の一元的な管理を行う
・水道施設を広域的な観点から再編整備し、規模の大きい浄水場で周辺施設を監視するなど、業務の効率化、省力化を進める
・小規模浄水場は、将来、停止して更新事業費を抑制する
・老朽化した施設を計画的に更新するとともに、新たに必要となる施設を整備するため、国庫補助金を活用し、併せて県、市町の一般会計から補助金と同額の出資を行う
・事業統合後10年間は、現在の市町ごとの料金制度を維持し、区分経理をする中で、費用と収益のバランスを確認しながら水道料金値上げを実施する
・事業統合後10年間経過を目途に、県下全域で水道料金を統一する

○平成27年４月　香川県広域水道事業体設立準備協議会（法定協議会）（県及び関係市町で構成）を設置

・第１回協議会（平成27年５月）

「設立準備協議会運営要領」、「設立準備協議の基本方針」について協議

・第２回協議会（平成27年11月）

「経年施設更新計画策定の基本的な考え方」、「広域施設整備計画概要図等」、「財政運営の基本方針等」、「平成28年度予算要求」、「広域化の主要スケジュール」について協議

・第３回協議会（平成28年２月）

「財政収支シミュレーションの状況」について協議

・第４回協議会（平成28年５月）

「組織体制の基本的な考え方」について協議

・第５回協議会（平成28年11月）

「企業団組織」、「平成29年度事業計画」、「施設整備計画」について協議

・第６回協議会（平成29年３月）

「香川県水道広域化（基本）計画（案）（仮）（主要事項のとりまとめ）」について協議

・第７回協議会（平成29年８月）

「香川県水道広域化基本計画」、「水道事業等の統合に関する基本協定書」、「香川県広域水道企業団規約」、「企業長及び副企業長」について協議

協議会終了後、水道事業等の統合に関する基本協定を締結

## ３. 広域水道企業団の概要

香川県広域水道企業団は、執行機関として、企業団を統括する企業長と、それを補佐する副企業長３名を置いている。また、企業団の意思決定機関として、企業団議会を置き、企業団の財務等を監査する監査委員２名を選任するほか、予算等の重要事項を協議するため、構成団体の首長を委員とする運営協議会を設置している。

職員は、現在のところ、地方自治法に基づく派遣により、17構成団体からそれぞれ派遣された職員により構成されているが、令和２年度からは、企業団での新規職員の採用と、順次、派遣職員の身分移管を目指している。

企業団の組織体制は、「本部」と、旧構成団体から水道事業や工業用水道事業を引き継いだ「事務所」を17か所置いて運営している。令和２年度には、この17の事務所を県内５つのブロック統括センターにブロック内の業務を集約することとしている。

また、企業団の財政運営の基本方針として、令和９年度までの10年間は、旧事業体ごとの区分経理を行うとともに、期間終了時には、区分経理ごとに、内部留保資金を料金収入の50％程度以上、企業債残高を料金収入の3.5倍以内となる条件を設定し、構成団体間の均衡を図ることとしている。

その上で、水道料金については、令和９年度末までは旧事業体の料金体系によることとし、令和10年度に統一料金の導入を目指すこととしている。

それまでの10年間は、水道施設更新費用と収益のバランスを確認しながら、適切な料金設定を行っていくこととしている。

一方、施設整備については、広域化の効果を最大限発揮するために、従前の給水区域を超えた最適化が求められており、今後も引き続き、水需要と財政収支を見極めながら、施設の重要度や優先度、事業の平準化などを考慮し計画的な施設更新整備に努めていくこととしている。

今後は、浄水場の統合に係る事業など、広域化に関連する事業を「広域水道施設整備事業」として、また、経年施設の更新や耐震化対策の事業を「経年施設更新整備事業」として計画的に実施していき、これらの整備費用は、国の交付金事業等も活用を含め、両事業合わせて10年間で約1,300億円を見込んでいる。

「広域水道施設整備事業」においては、現在71か所ある浄水場を、施設や環境整備の完了後において、最終的に38施設に集約することにより、施設の効率化を図ることとしており、これに必要となる統合浄水場の整備や配水池の整備、浄水場間の水融通を可能とする緊急導水管の整備などを計画的に実施していく。

また、広域水道事業に求められる施設運転状況の一元管理及び業務の効率化を目的とし、IoTを活用した次世代の配水コントロールシステムの構築にも取り組んでいくこととしている。

「経年施設更新整備事業」においては、更新需要のピーク時期や規模を踏まえて施設区分ごとに更新基準を設定し､この更新基準に基づき、施設の重要度や優先度、将来の水需要に見合うダウンサイジング及び当該事業の平準化等を考慮した更新事業計画を策定していく。

**※参考≪香川県水道広域化基本計画（平成29年８月策定）の概要≫**

**1 組織・職員**

| 本部・事務所等 | 執行機関・議会等 | 身分・職員 |
|---|---|---|
| ○運営組織は企業団とし、高松市防災合同庁舎に本部を設置<br>○各市町に事務所を設置し、令和2年度から県内５つのブロック統括センターに統合 | ○執行機関として企業長、副企業長、その他職員を置き、設立時の企業長、副企業長は首長から選任<br>○意思決定機関として企業団議会を置き、議員定数は27人、議員は構成団体議会の議員から選出<br>○財務、事務を監査する監査委員を置き、委員定数は２人<br>○首長を委員とし、管理運営上の重要事項を協議する運営協議会を設置 | ○当分の間は構成団体からの職員派遣により対応<br>○令和2年度から順次、身分移管及び企業団での新規採用を実施<br>○設立当初は、現行職員数と同程度の職員数とし、順次、適正化 |

## 2 業務運営

| 平成30年度～ | 令和２年度～ | 令和10年度～ |
|---|---|---|
| ○財務システム等の統一<br>○設計積算・工事検査業務の統一<br>○水質検査計画の統一<br>○緊急時応援協定の締結<br>○人事給与システム等の統一（H31）<br>○入札参加者名簿の統一（H31）<br>○浄水施設管理や窓口業務等の外部委託を検討 | ○料金、給水工事システム等の統一<br>○検針・調定・収納の取扱の統一<br>○入札・契約制度の統一<br>○維持修繕の業務形態の統一 | ○水道料金の統一（区分経理終了）<br>○負担金、加入金の統一 |

## 3 施設整備

| 広域水道施設整備 | 経年施設更新整備 |
|---|---|
| ○事業基盤を強化し、円滑な水融通を行うために必要な施設を整備<br>○香川用水及び県内自己水源は、水利権水量の範囲内で、効率的に活用<br>○施設能力や配水区域等で、合理的・経済的な施設は継続して運用、整理できる施設は運用を休廃止 | ○更新需要のピーク時期や規模を踏まえ、施設区分ごとに更新基準を設定<br>○更新基準に基づき、施設の重要度や優先度、事業の平準化等を考慮した更新整備事業計画を策定<br>○統合等で整理できる施設は休廃止するとともに、運営する施設の機能を効率的に活用し、更新需要を抑制 |

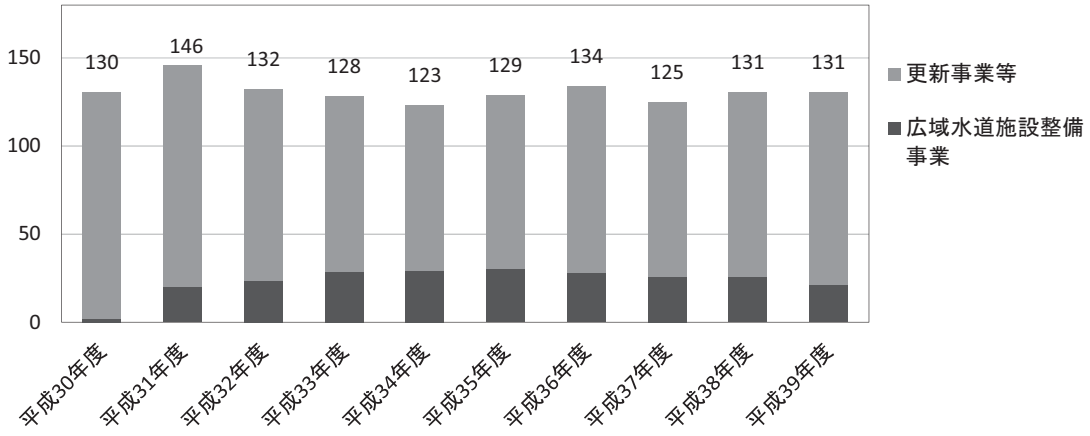
## 4 財政運営

| 基本方針 | 交付金・繰出金・資産の取扱い |
|---|---|
| ○令和9年度まで旧事業体ごとに区分経理を実施<br>○旧事業体毎に費用収益のバランスを確認しながら水道料金を適切に設定<br>○令和9年度に内部留保資金を料金収入の50％程度、企業債残高を料金収入の3.5倍以内となるよう財政運営 | ○更新事業等を着実に実施するため、生活基盤施設耐震化等交付金を活用<br>○区分経理期間中、平均改定率10％を超える料金改定を回避するために一般会計から繰出<br>○各事業体の事業用資産、資本及び負債は、原則、無償で企業団に引継 |

## 5 その他

| 簡易水道、工業用、水道事業の取扱い | 下水道事業の取扱い |
|---|---|
| ○市町の簡易水道事業は、企業団設立時までに市町の上水道事業に統合し、五色台簡易水道事業は、企業団の業務開始にあわせ上水道事業に統合<br>○中讃地区工業用水道事業は、企業団において一体的に管理運営し、水道事業会計と別会計で処理 | ○企業団では下水道事業の移管は受けない<br>○企業団において一元的に処理することが可能な業務は、市町からの委託を受けて実施 |

参考１　年度別施設整備事業費




参考２　財政収支（県計）

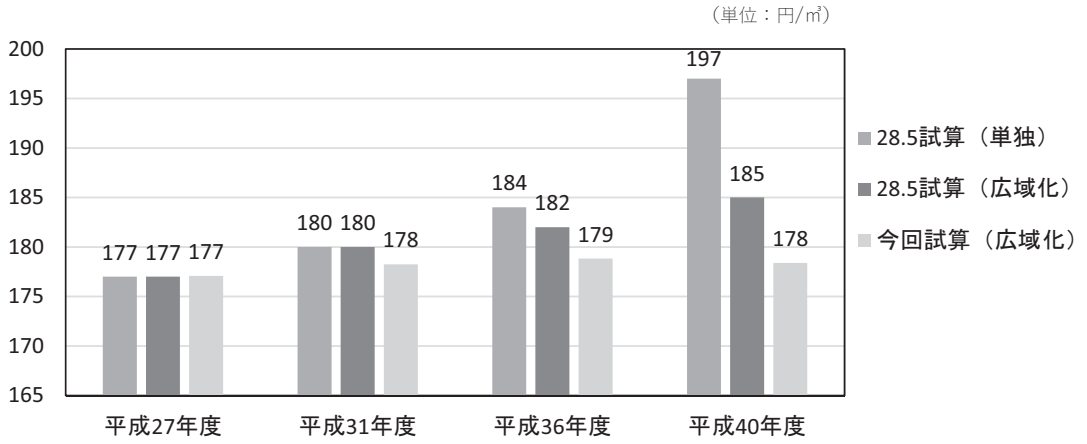
（単位：百万円、税抜）

| | | | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 | 35年度 | 36年度 | 37年度 | 38年度 | 39年度 | 小計（30~39年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 収益的収支 | 収入 | 料金収入 | 19,959 | 19,796 | 19,765 | 19,664 | 19,459 | 19,348 | 19,243 | 19,192 | 19,123 | 19,018 | 18,913 | 18,864 | 192,589 |
| | | その他 | 2,516 | 2,605 | 2,556 | 2,564 | 2,585 | 2,602 | 2,639 | 2,675 | 2,697 | 2,694 | 2,687 | 2,704 | 26,402 |
| | | 計 | 22,475 | 22,401 | 22,321 | 22,228 | 22,043 | 21,951 | 21,883 | 21,866 | 21,820 | 21,712 | 21,600 | 21,567 | 218,991 |
| | 支出 | 人件費 | 3,426 | 3,426 | 3,660 | 3,660 | 3,436 | 3,417 | 3,417 | 3,417 | 3,417 | 3,417 | 3,417 | 3,417 | 34,678 |
| | | 支払利息 | 1,186 | 1,135 | 1,090 | 1,061 | 1,039 | 1,006 | 970 | 944 | 929 | 929 | 936 | 954 | 9,860 |
| | | 減価償却費 | 8,199 | 8,069 | 7,927 | 8,284 | 8,526 | 8,608 | 8,649 | 8,786 | 8,971 | 9,227 | 9,411 | 9,636 | 88,026 |
| | | 物件費・その他 | 6,704 | 6,708 | 6,793 | 6,779 | 6,678 | 6,671 | 6,659 | 6,607 | 6,597 | 6,590 | 6,578 | 6,574 | 66,526 |
| | | 計 | 19,516 | 19,338 | 19,470 | 19,784 | 19,679 | 19,702 | 19,695 | 19,755 | 19,915 | 20,164 | 20,343 | 20,582 | 199,090 |
| 損益 | | | 2,959 | 3,063 | 2,850 | 2,443 | 2,364 | 2,248 | 2,187 | 2,112 | 1,905 | 1,547 | 1,257 | 985 | 19,900 |
| 資本的収支 | 収入 | 企業債 | 3,426 | 3,826 | 4,837 | 5,065 | 3,926 | 3,511 | 3,802 | 3,824 | 4,332 | 4,216 | 4,473 | 4,510 | 42,496 |
| | | 国の交付金 | 712 | 479 | 721 | 1,548 | 1,579 | 1,961 | 1,789 | 1,779 | 1,603 | 1,483 | 1,444 | 1,373 | 15,282 |
| | | 一般会計繰入金・その他 | 900 | 1,404 | 1,496 | 1,515 | 1,503 | 1,463 | 1,049 | 1,126 | 1,116 | 889 | 875 | 1,055 | 12,087 |
| | | 計 | 5,038 | 5,709 | 7,054 | 8,128 | 7,009 | 6,935 | 6,640 | 6,729 | 7,051 | 6,587 | 6,792 | 6,938 | 69,865 |
| | 支出 | 更新事業費 | 11,621 | 17,432 | 11,713 | 11,445 | 9,927 | 9,071 | 8,564 | 8,962 | 9,668 | 9,014 | 9,560 | 9,968 | 97,892 |
| | | 広域水道施設整備費 | 0 | 0 | 175 | 1,852 | 2,121 | 2,599 | 2,648 | 2,788 | 2,555 | 2,342 | 2,353 | 1,946 | 21,377 |
| | | 企業債償還金 | 3,475 | 3,447 | 3,507 | 3,494 | 3,577 | 3,588 | 3,624 | 3,483 | 3,440 | 3,353 | 3,250 | 3,121 | 34,437 |
| | | その他 | 681 | 681 | 1,424 | 1,500 | 1,055 | 999 | 1,083 | 999 | 999 | 999 | 999 | 999 | 11,056 |
| | | 計 | 15,777 | 21,560 | 16,820 | 18,290 | 16,680 | 16,257 | 15,918 | 16,231 | 16,661 | 15,709 | 16,162 | 16,033 | 164,762 |
| 資本的収支不足額 | | | ▲ 10,739 | ▲ 15,851 | ▲ 9,765 | ▲ 10,162 | ▲ 9,672 | ▲ 9,322 | ▲ 9,278 | ▲ 9,502 | ▲ 9,610 | ▲ 9,121 | ▲ 9,370 | ▲ 9,095 | ▲ 94,897 |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 内部留保金（資金残高） | 21,809 | 15,533 | 14,988 | 13,986 | 13,615 | 13,540 | 13,459 | 13,199 | 12,792 | 12,768 | 12,378 | 12,207 |
| 内部留保金/料金収入 | 1.09 | 0.78 | 0.76 | 0.71 | 0.70 | 0.70 | 0.70 | 0.69 | 0.67 | 0.67 | 0.65 | 0.65 |
| 企業債償還残高 | 56,536 | 56,914 | 58,244 | 59,815 | 60,165 | 60,088 | 60,266 | 60,607 | 61,499 | 62,361 | 63,584 | 64,973 |
| 企業債償還残高/料金収入 | 2.83 | 2.88 | 2.95 | 3.04 | 3.09 | 3.11 | 3.13 | 3.16 | 3.22 | 3.28 | 3.36 | 3.44 |

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 供給単価（円/㎥） | 177 | 177 | 178 | 178 | 178 | 178 | 178 | 178 | 179 | 179 | 179 | 179 | 178 |

参考３　供給単価の見通し




## ４．企業団本格始動を振り返って

香川県広域水道企業団が昨年４月に事業を開始してから、最初の大きなハードルとなるブロック統括センターの設置を来年４月に予定している。企業団事業開始からブロック統括センター設置まで、ちょうど中間点を過ぎたところである。

ブロック統括センターの狙いは、現在の各事務所単位では対応が難しい業務を、より大きな単位に再編することで、より効率化すると同時に危機管理体制や水道技術・管理体制の強化にもつなげることにポイントがある。

また、特に重要なことは、県内の各水道施設の維持管理レベルを一定の基準まで引き上げていくべきだということである。そのため、来年度からは、浄水場の運転・維持管理業務を本部で一括して民間委託する方向で調整を進めている。

この包括委託は、県内全ての施設がいきなり対象となる訳ではないが、委託することで各施設における定量的な状況の比較が可能となり、全体の底上げに寄与するものである。

近々で浄水場の更新計画がある場合や既存委託先との関係で一括委託に加えることができない施設もあるが、順次拡大していくことで、全体としてのレベルの底上げを図るものである。

企業団では、来年度に迫ったブロック統括センターの設置に向けて、先般、職員を集めたワーキンググループを立ち上げ、課題の洗い出し作業を進めているところであり、このような情報共有と分析の場を通じて企業団本部と各事務所が連携しながら検討を進めることで、スムーズなブロック統括センターの立ち上げにつながるものと考えている。

平成29年８月に香川県広域水道事業体設立準備協議会が策定した「香川県水道広域化基本計画」に基づいて、現在、広域化の具体化に向けた業務を進めているところであるが、１年が経過した中で、基本計画の中の施設整備に関する項目などを精査する必要があるなど、より実効性のある計画としてブラッシュアップしていくべきだと考えている。

例えば、実際の現地の施設状況が事前調査と異なる部分もあるし、防災対策など、水道事業を取り巻く環境の変化から新たな課題が浮かび

上がることもある。

特に環境の変化という視点では、従前から各事業体が運営していた場合では対応が難しかった事業が、今回の広域化によって対応可能になる。

今年度は各首長の意見を踏まえながら、施設の実態をよく調べた上で施設整備計画の精査を進めていくこととしている。

また、昨年は幸いにも大きな被害にはならなかったが、渇水や台風などの災害も頻発したものの、危機管理という点でも広域化のメリットを生かすことができた。

危機管理においては、ハード・ソフトの両面での対応が求められるが、ハード面は財政的な制約を受けながらも対応を進める必要性がある。

そのため、国からの交付金を最大限活用するなど着実な事業実施が重要になってくる。

ソフトの面では、普段から取り組むべき課題として危機管理への感応度を組織全体として高める努力をしていかなければならない。組織の中で、最終的には職員一人ひとりがどれだけ危機に対して高い意識を持っているのかで対応力が格段に変わってくる。危機に対する規定を整えることは大切であるし、資機材等の整備や備蓄も着実にやっていく必要があるが、最終的に対応するのは職員だということを強調し、職員の育成にも努めていきたい。

## ５. 今後の企業団の基盤強化に向けた視点

一点目は、国からの交付金を最大限に活用して、施設整備を進めていくことが広域化の目的の一つでもあるので、着実に施設整備に取り組まなければならない。

二点目は、職員の活用がますます重要になってくることである。

17事業体から職員が集まっていることは、それだけで多様な人材が集まっているということなので、組織としてのポテンシャルは、高まっていると考えられる。

このポテンシャルを最大限に発揮させるためには、職員をどう起用・配置していくかを考える必要があり、その手始めになる取組みがブロック統括センターの設置である。

当企業団は本格始動したとはいえ、現状では各事務所を中心に旧水道課などの職員がそのまま残り、組織の名称だけが変わる形で事業を進めているところだが、ブロック統括センターの設置後は出身母体の異なる職員同士が机を並べて仕事をすることになる。旧事業体の業務範囲という壁を取ることで、お互いの知識を吸収し合い、意識を高め合うだけでなく、他者との比較で新たな発見に気付くことは、職員自身の成長にもつながるものである。

一方で、企業団の外部関係者に向けた視点も必要である。まだまだ当企業団の認知度は、必ずしも高いとは言えない状況である。来年度からブロック統括センターを設置することで、初めて広域化が具体的に住民の目に触れる形になることから、これまで以上に身を引き締めていく必要がある。

組織がはっきりと見えるような形になってくれば、住民にとっても当企業団や県内一水道のイメージが随分変わってくるし、これまで以上に住民目線で業務を進めていくことが求められることを職員一人一人が認識しなければならない。

## ６. おわりに

広域化に向けての取組みは、決して平坦な道

のりばかりであったとは言えない。各市町では、水源の確保やそのための調整に苦労を重ねつつ、厳しい事業運営を続けてきた経緯から、広域化に際し慎重な意見も少なくなかった。

こうした中、今日の県内一水道の事業体に至ることができたのは、様々な声に耳を傾けつつ、将来にわたって安定した水道事業を行うために、粘り強く丁寧に広域化の必要性を説き、多くの方々のご理解を得るために尽力された、知事や各市町長のリーダーシップに負うところが非常に大きかった。

われわれ企業団職員は、広域化に向けてご尽力いただいた多くの方々の思いとお客さまのご期待に応え、将来にわたって安全で安心な水道を提供できるよう、一層精進していかなければならないものと肝に銘じているところである。

香川県水道広域化基本計画に基づき、計画を着実に進めていくため組織一丸となって取り組んでいるところであるが、この計画が完了したら業務が終わりという訳ではない。

水道事業は未来永劫、100年200年と持続させることが必要なライフラインであり、そのため、われわれの担っている仕事は次の時代への橋渡しという役割も担っている。

基本計画の計画期間という区切りはあるものの、それにとらわれることなく次の時代にいかに水道事業を継続していくかが、当企業団としての今後の事業のポイントになってくると考える。

広域化の根幹は、「持続可能な水道事業をつくるためには何をすべきか」ということであり、今回の優良地方公営企業総務大臣表彰の受賞を契機に、今後益々、この理念をより意識した事業の運営に向けて、全職員で取り組んでいきたいと考えている。

